

第2回 会則・会員委員会 議事録

開催日 2016/10/20
 開催場所 MD330事務局会議室
 開催時間 13:30～16:00

委員会出欠（敬称略）

議長	井出 孝	欠	委員	佐久間洋一	
副議長・幹事	濱野雅司		委員	中村和男	欠
副議長・会計	村木秀之	欠	委員	利根川進	欠
委員長	大南修平		委員	小笠原正憲	
副委員長	夏目幸生	欠	委員	渡辺讓	
副委員長	元田秀治		委員	田中幸春	
副委員長	菅友晴	欠	委員	矢部武	
副委員長 （司会進行）	村山幸壽				
副委員長	加藤久策				
副委員長 （議事記録者）	森川明治郎				

1 開会の言葉	副委員長	加藤久策
2 委員長挨拶	委員長	大南修平
3 副議長挨拶	副議長・幹事	濱野雅司

5 議事

議事記録

1) 報告事項

第1回会則委員長連絡会議の報告

第1回複合地区会則委員長連絡会議案件の1～4については、資料のとおり報告
 「5. 複合地区会則の改正案と各規定との整合性について」の検討は、MD330から
 議案として提案した。

○ 昨年度の法人設立に伴う複合地区会則改正案については、MD330、MD334、
 MD337が未承認であるが、承認済みの各MDにおいても、十分な理解のないまま
 議決されたのが現状のようである。

○ この問題については、MD330の会則会員委員会で検討した結果をMD330議
 長より議長連絡会議に提案していただき、議長連絡会議から8複合の委員長連絡
 会議に対する諮問という形で出していただければ、検討の上、議長連絡会議に答
 申する。

2) 前回議事録の承認

前回議事録中、「ボイスボウトの可否について」とある部分を、「ボイスボウトを含め
 た投票方法について」と訂正した上で、前回議事録を承認した。

② 審議事項

1) 地区ガバナー等の選挙において、立候補者1名の場合のボイスボウトを含む投票方法について

- 提案者から、添付された資料に基づき、国際会則付則第9条第6項(a)は、投票の対象となる候補者が1名の場合の規定でなく、当選宣言される1名の候補者の要件についてのものと考えられるとの趣旨説明があった。
これに対し、当委員会としては、A地区の事情に踏み込むものではないとしつつ、以下の理由により、投票用紙による無記名投票は国際会則及び理事会方針の要請であることを確認した。
 - ① 投票の結果を数で報告することが要請されている。
 - ② 本年1月、当時の次期ガバナー予定者を対象としてシカゴで行われた研修会において、ボイスボウト等の投票方法も採りうるかという質問に対し、法律部長からは「それは明らかにNO」であり、「投票用紙を用いた無記名投票にしてください。」とはっきり述べられている。
 - ③ そもそも、国際会則上、第2副地区ガバナーはともかく、地区ガバナーの立候補資格は現第1副地区ガバナーに・また、第1副地区ガバナーの立候補資格は現第2副地区ガバナーとされているため、むしろ候補者が1名であることを原則的に前提としながらも、投票用紙による無記名投票が規定されている。
 - ④ ボウト(VOTE)とバロット(BALLOT)は、両方とも「投票」と訳されるが、バロットは、投票用紙による秘密投票を意味する用語であり、ガバナー等の選挙に関する国際会則及び国際理事会方針書の英文には、バロットという言葉が用いられている。

2) B地区における会計規則と理事会方針書の整合性について

今後議案提案がされた時点で討議をすることとするが、添付した資料を参考に検討していただきたい。

3) 複合地区会則改正案(一般社団法人日本ライオンズ関連)について

- 日本ライオンズ事務所の法人化設立に関する経過に関する説明が不十分であり、われわれが議論をするためにも、また、全てのライオンズクラブメンバーに説明をするためにも、経過について、濱野副議長から説明をいただいた。
その概要は、以下のとおりである。

・ ライオン誌の発行を目的とするライオン誌日本語版事務所と、8複合の共通の問題に対応するための連絡・調整を行うことを目的とする日本ライオンズ連絡事務所があり、いずれも、8複合の議長連絡会議が運営主体であったが、経費を削減する目的で、一昨年度から統合に着手した。

その際に、雇用している事務職員の身分保障や、法人化のメリットから、日本ライオンズとして法人化したもので、ライオンズクラブの組織そのものの法人化ではない。

ただ、組織として考えた場合、8複合の合意の下に法人の運営がされることになっているが、各準地区に、ガバナーが社員となる規定があるわけでもなく、また、議長が理事となる複合地区会則がある訳でもないことや、昨年の4人の議長は社員ではなく、社員であるガバナーにおいても現状意見を発言する機会もない現状であるという問題もある。

いずれにせよ、日本ライオンズは、ライオンズクラブとは別の組織であるが、各準地区のガバナーが、一般社団法人の社員や議長として理事となることについて、会則上の位置づけが必要と感じている。

- ・ 一般社団法人日本ライオンズの設立を急いだ事情は、山田国際会長が国際会長でなくなった場合、設立できないという危機感があった。

○ 当委員会において、複合地区会則改正を討議するか否かについて

- ・ 一般社団法人日本ライオンズのコントロールや、一般社団法人日本ライオンズの運営
会費と、複合地区会則で定める地区会費の規定を整備する必要があることより、
①一般社団法人日本ライオンズも立ち位置を明確にし、②運営の縛りをどのように
する
るか、③会費の用途を明確にすることを意識する必要がある等の意見のあったこと
を

○ 改正案について討議するにあたっての方向性について

- ・ 資料5-2の改正案を改正の叩き台として、委員長より項目ごとに説明を得た上で、メンバーに理解される改正案を検討して行くこととなった。

○ 個別論点の確認(現複合地区会則第9条)について

- ・ ライオン誌日本語版の編集と発行を分けるべきか。
- ・ 一般社団法人日本ライオンズの賛助会費80円の内、ライオン誌日本語版の50円を明確にすべきか、また、どのように明確にすべきか。
- ・ 6ヶ月ごとの報告をどのように確保すべきか。
- ・ 各準地区の来期の各クラブ負担金は、今期の代議員総会で承認を得なければならないが、その後開催される複合地区の代議員総会で複合地区会則の改正を折り込むには、各準地区の第3回キャビネット会議までに、複合地区会則改正の原案を間に合わせる必要がある。

上記の各論部分を含め、次回は複合地区改正案について議論することとし、第9条並びに第10条及び第12条の改正に加え、一般社団法人日本ライオンズの位置づけを第6条に付加するなど、意見のある委員は、11月14日までに委員長または事務局宛に連絡をし、委員長においてこれを整理して具体的な改正試案を作成した上、委員に対して11月21日には資料として事前配布することとなった。

4) その他

- ・ 1月10日に8複合会則委員長連絡会議が予定されている。
- ・ メルビンジョーンズの墓の改修費用については、一般社団法人日本ライオンズとは別に各8複合地区から助成金として30万円を拠出することが議長連絡会議で決定されている。

5) 次回期日:11月29日(火)13:30~16:00(MD330事務局)

閉会の言葉

副委員長

元田秀治